

令和4年度福井ならではの体験プログラム造成事業 実施要綱

1 目的

この事業は、修学旅行における福井ならではの体験プログラムを造成し、他県との差別化を図り、福井県内への修学旅行の誘致を促進することを目的とする。

2 補助金の交付対象等

(1) 補助対象者

次のいずれかに該当する者

- ① 県内観光協会等
- ② 県内に所在する民間事業者等

(2) 補助対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月15日まで

(3) 補助対象事業

次のいずれにも該当するものであること。

- ① 福井県ならではのプログラムであること。
- ② プログラムのうち1つは受入可能人数が100名以上となるものがあること。
または近隣の施設・体験等と組み合わせて100名以上が利用できる提案ができるものであること。
- ③ 修学旅行のプログラムとして、スタッフの確保等の実現可能性があること。
- ④ 修学旅行の問合せ対応ができる体制を整えていること。
- ⑤ 補助終了後も継続してプログラムを実施できること。

(4) 補助対象経費

- ① プログラムで利用するワークシート、チラシ等の制作費用 合計1500部まで
- ② プログラムで利用する貸出用物品の購入費用
- ③ ワークシート等の制作に係る講師からの助言等を得るために要する費用

※他の補助事業の対象となっている事業については、対象外

(5) 補助額

1団体当たり上限50万円(税込)

3 申請等の手続

(1) 補助金交付申請

次の書類を補助対象経費に係る事業着手20日前までに公益社団法人福井県観光連盟(以下「連盟」という。)に提出すること。

- ①令和4年度福井ならではの体験プログラム造成事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）

※ただし、予算の上限額に達し次第、受付を締め切る。

（2）交付決定

連盟は、補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付決定通知書または不交付決定通知書により申請者に通知する。

（3）実績報告

交付決定を受けた者は、補助事業が完了した日から30日以内または令和4年3月17日のいずれか早い日までに、次の書類を連盟に提出すること。

- ①令和4年度福井ならではの体験プログラム造成事業完了報告書（様式第3号）
- ②実績報告書（様式第4号）
- ③補助対象経費に係る納品書および請求書の写し、成果物等の証拠書類

（4）額の確定通知

連盟は、実績報告を受けた後、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金の額を確定し、申請者に通知する。

（5）請求書

額の確定通知を受けた者は、請求書（様式第5号）を連盟に提出すること。

（6）変更・中止届

交付申請内容の変更・中止があった場合は、変更・中止届（様式第6号）を連盟に提出すること。

4 補助金交付決定の取り消し等

連盟は、補助金の交付決定を受けた者または補助金を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の一部または全額を返金させることができる。

- ①虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- ②補助事業を中止した場合または補助対象事業の要件を満たさなくなった場合
- ③各手続に必要なとされる書類が期限内に提出されない場合

5 その他

この要綱に定めのない事項については、連盟が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。